

平成 28 年 12 月 26 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 江 川 辰 也

監査委員 長 澤 操

財政援助団体等監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して財政援助団体等監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合

あいづふるさと市町村圏協議会

3 監査対象期間 平成 27 年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第 5 財政援助団体等監査の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効性等に

ついて、監査を実施した。

5 監査実施内容

関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 平成28年8月19日～平成28年10月14日

対面監査 河東支所3階会議室 平成28年11月14日

7 監査の結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。なお、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行にあたって留意されたい。

○あいづふるさと市町村圏協議会負担金について（総務課）

会津若松地方広域市町村圏整備組合、喜多方地方広域市町村圏組合及び南会津地方広域市町村圏組合の3広域圏によるふるさと基金に係る平成25年度～平成27年度の利息は毎年20,000千円前後であったが、3広域圏はこの利息を財源として、ふるさと市町村圏協議会における翌年度（平成26年度～平成28年度）の事業費に充当する負担金、金額と

しては毎年約 13,500 千円～約 13,000 千円を支出してきた。

こうした中であって、日本銀行のマイナス金利政策の影響もあって、平成28年度のふるさと基金の利率は、0.650 %から 0.325 %とこれまでの半分に下がったため、平成28年度の利息は 9,750 千円と見込まれる。

このため、平成29年度は、ふるさと基金利息を活用して、3広域圏がふるさと市町村圏協議会の事業費に充当するため支出可能な負担金の額は、平成28年度予算額の 13,051 千円と比較し、約25 %減の 9,750 千円となる見込みである。

一方、各広域圏及びその構成市町村を取り巻く財政状況を勘案すると、ふるさと基金の利息では不足する金額を上乗せ負担することは困難な状況にあるものと思料する。

以上のことから、ふるさと基金の利息の低下を踏まえ、ふるさと市町村圏協議会の各種事業の見直し、更には同協議会の今後のあり方について、他の構成団体と早急に協議を進める必要がある。

特に、平成24年度に創設された、ふるさとイベント事業補助金については、福島原子力発電所事故の風評被害が顕著な中であって、会津地方の物産等の販売促進や観光振興のイベント活動を促進するため、事業者や団体等に補助金を交付するものであるが、事故後5年以上が経過する中であって、同一団体に毎年繰り返し補助されているケースも多く、また、営利活動と密接な事業もあり、加えて、第3者機関による内容の審査も経ることなく、申請者はすべて

交付決定を受けるという実態にある。

こうした現状にあって、前述した基金利息と事業費の関係も踏まえ、当該事業のあり方について、他の構成団体と早急に協議されたい。